

R3年度 企業支援施策説明会・相談会

島根県

■（島根県中小企業制度融資）

■事業概要

民間金融機関、信用保証協会と連携し、中小企業の円滑な資金繰りのために、低利・長期の資金を提供します。

■対象者

中小企業者、組合、中小特定非営利活動法人。
（農業等の業種は除く）

■融資の内容

別添の一覧表をご覧ください。

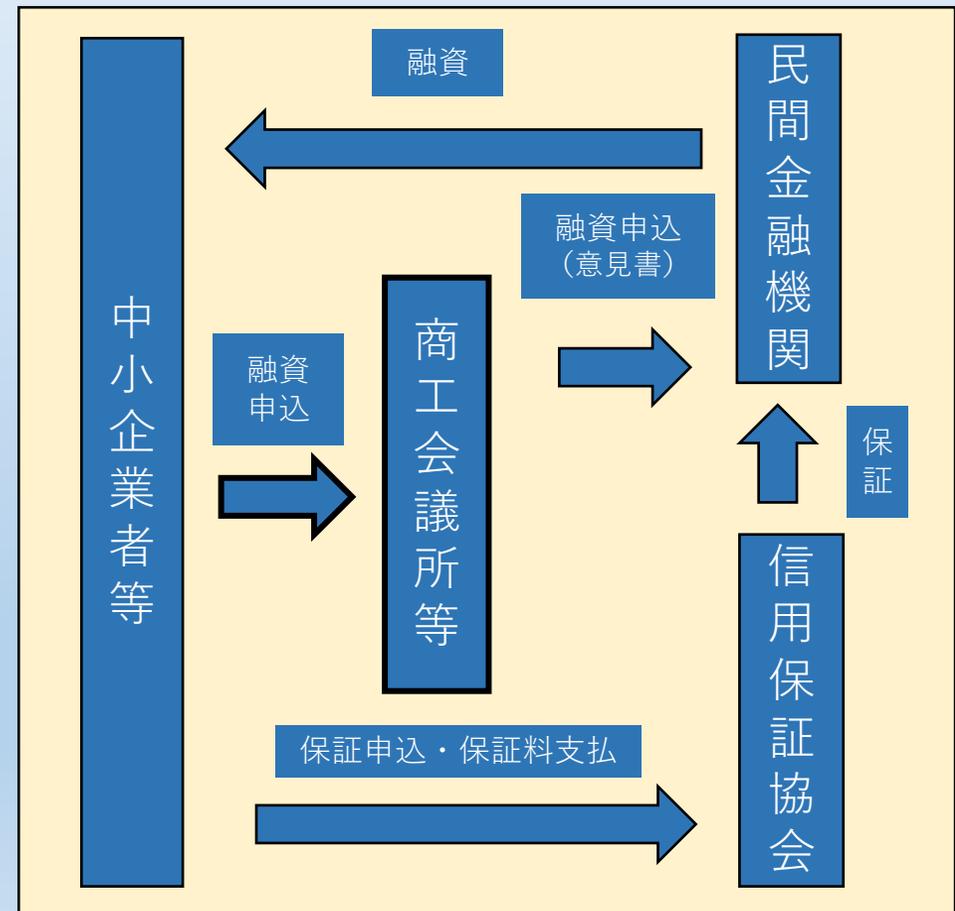
■融資の問い合わせ、申込先

商工会議所、商工会、島根県中小企業団体中央会、
島根県商工会連合会等。

■制度の問い合わせ先

島根県商工労働部 中小企業課 金融グループ

TEL：0852-22-5882 FAX：0852-22-5781



令和3年度 資金創設・改正点

- ① セーフティネット資金
(新型コロナウイルス感染症対応枠)
- ② 経営改善サポート資金

制 度 名	セーフティネット資金（新型コロナウイルス感染症対応枠）
対 象 者	以下のいずれかの認定を受けた中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人 <ul style="list-style-type: none"> ・セーフティネット保証4号（令和2年新型コロナウイルス感染症に係るものに限る） ・セーフティネット保証5号 ・危機関連保証（令和2年新型コロナウイルス感染症に係るものに限る）
融 資 限 度 額	8,000万円
資 金 使 途	設備資金、運転資金 （原則、制度融資の既往債務について借換可）
融 資 期 間	12年以内（据置期間3年以内を含む） ※危機関連保証は10年以内（据置期間2年以内を含む）
返 済 方 法	元金均等分割返済
貸 付 利 率	責任共有外 年1.10%（固定金利） 責任共有 年1.25%（固定金利）
信用保証料率	年0.4%～年0.71%
担 保	取扱金融機関又は信用保証協会の決定によります
連 帯 保 証 人	法人 取扱金融機関又は信用保証協会の決定によります 個人 原則として不要
取 扱 期 間	令和3年4月1日から令和3年10月31日保証申込分まで ※融資実行開始が可能となる日は取扱金融機関によって異なりますので、各取扱金融機関へお問い合わせください。

制 度 名	経営改善サポート資金
対 象 者	<p>中小企業者又は組合であって、経営サポート会議等の支援により作成した経営改善・再生計画に基づき、経営改善・事業再生を実行するもの</p> <p>(注1) 経営サポート会議：信用保証協会を事務局とした支援の枠組み (注2) ご利用にあたっての必須事項 (1) 経営改善・再生計画の作成（債権者全員の合意が成立しているもの） (2) 融資実行後、四半期毎に計画の実施状況を金融機関へ報告</p>
融 資 限 度 額	2億8,000万円
資 金 使 途	<p>運転資金、設備資金</p> <p>(原則、制度融資の既往債務について借換可)</p>
融 資 期 間	15年以内（据置期間5年以内を含む）
返 済 方 法	元金均等分割返済
貸 付 利 率	<p>責任共有利率 年1.65%（固定） 責任共有外利率 年1.50%（固定）</p>
信 用 保 証 料 率	年0.2%
担 保	取扱金融機関又は信用保証協会の決定によります
連 帯 保 証 人	取扱金融機関又は信用保証協会の決定によります
取 扱 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日